

議 事 録

会議の名称	平成29年度登米市農業委員会第11回総会
開催日時	平成30年2月26日（月） 午前10時 開会 午後2時35分 閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者 （委員） の氏名	1番 尾 張 勝 2番 鈴 木 巖 3番 田 島 幹 雄 4番 豊 澤 啓 司 5番 芳 賀 秀 二 6番 柴 崎 専 一 7番 佐々木 まき子 8番 阿 部 静 男 9番 二階堂 紀 一 10番 佐藤 久 順 11番 佐藤 幸 治 12番 秋 山 耕 13番 松野 秀 郎 14番 上 野 栄 公 15番 阿 部 晃 徳 16番 門 馬 一 郎 17番 岩 淵 勉 18番 小野寺 義 幸 19番 櫻 井 利 光 20番 三 塚 芳 毅 21番 浅 野 和 宏 22番 鈴 木 泰 子 23番 五十嵐 幸 喜 24番 高 橋 清 範 (は欠席委員、 は遅参委員)
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局次長 芳賀勝弘、局長補佐 菅原克美、局長補佐 蛇好芳則、農地管理係 主査 菊地 泰弘、主査 千葉 康哉、主査 鎌田智之 書記：農業委員会事務局 局長補佐 蛇好芳則
議 題	報告第33号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第34号 使用貸借権の合意解約について 報告第35号 農地の現状変更届出について 報告第36号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 報告第37号 農地法第4条の規定による許可書の返納について 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第77号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第80号 非農地証明願について 議案第81号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第82号 登米市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示について 議案第83号 登米市農作業標準料金・賃金改定委員会設置規程の一部を改正する告示について 議案第84号 （追加日程第1）平成29年度登米市農地等の利用の最適化の推

	進施策に関する意見書について
会 議 結 果	<p>議案第 76 号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第 77 号 承認相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 78 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 79 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 80 号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第 81 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 82 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 83 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 84 号 原案のとおり決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>平成 29 年度登米市農業委員会第 11 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告 ・ 追加議案書（議案第 84 号）
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長 (高橋会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」をおこないます。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、15 番 阿部 晃徳 委員、16 番 門馬 一郎 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思えます。 これにご異議ありませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり 》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日と決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>

議長	<p>日程第4、報告第33号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第33号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第5、報告第34号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第34号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6 報告第35号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第35号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7 報告第36号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

議長	これで、報告第 36 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。
議長	日程第 8 報告第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可書の返納について」を議題とします。
	事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
	9 番 二階堂 委員
9 番委員	<p>質疑ではありませんが、確認したいことがあります。</p> <p>平成 22 年の申請ということですが、許可書の返納については、最大何年程度まで認められるのか。</p> <p>また、当時の申請書類等があるのであれば、関連する第 4 条申請の審議までに委員の皆様へ配布いただければと思います。</p>
事務局	返納の時期ということですが、具体的に何年ということではありません。完了前であれば可能と思われます。当時の申請書類については確認してお渡しいたします。
議長	これで、報告第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可書の返納について」を終わります。
議長	日程第 9 議案第 76 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
	事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》
	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。</p>

第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。

第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。

進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思

います。
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。

第1分科会の報告をお願いいたします。

15番 阿部 晃徳 委員

15番委員

登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、平成30年2月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第3条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから6ページに記載されているとおりです。

申請内容は、栗原市若柳に居住する譲受人が、登米市迫町新田地内の農地を、栗原市若柳に居住する親戚である譲渡人が、高齢で労力不足のため、耕作出来ないとの要望により譲り受け、自己所有田と併せて耕作を行うものです。

譲受人は、栗原市で358アールの農地を耕作しており、今回取得する農地と併せて営農を行うもので、農機具等も全て揃っており、地域と協力しながら耕作することとであり、許可については妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

平成30年2月26日

現地調査委員 15番 阿部 晃徳 委員

20番 三塚 芳毅 委員

21番 浅野 和宏 委員

議長

調査報告が終わりました。

地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくこととしておりましたが、支障等について発言をお願いします。

進行番号2番について、20番 三塚 芳毅 委員。

	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号4番、7番について、15番 阿部 晃徳 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号5番、6番について、10番 佐藤 久順 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号12番について、6番 柴崎 専一 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号13番、14番、15番について、5番 芳賀 秀二 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号17番、18番について、3番 田島 幹雄 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号19番、20番、21番について、2番 鈴木 巖 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号22番について、16番 門馬 一郎 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号23番について、8番 阿部 静男 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号10番については、私が支障のないことを確認しております。</p> <p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>23番 五十嵐 幸喜 委員</p>
議長	<p>進行番号10番について、お尋ねいたします。</p>
23番委員	

	<p>有償移転で、5人の共有地の売買について、全員の同意が必要なのか、過半数の同意で売買できるのか、1人でも反対があった場合はどうなのかお教え願います。</p>
事務局	<p>今回の3条申請については5人の共有者全員の申請で1人の方に売買するもので、この申請は認められます。</p> <p>1人でも反対の方がいれば、売買はできません。</p> <p>また、貸借につきましては、2分の1を超える権利があれば、基盤強化法などにより貸借が可能となります。</p>
議長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>20番 三塚 芳毅 委員</p>
20番委員	<p>進行番号20番と21番の交換移転について、だいぶ面積の差がありますが、何か理由はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この交換について、面積差は4倍ほどとなっておりますが、事前に税務署で交換の取扱いができることを確認して、申請されておりますので、交換とすることに支障はないものと判断しております。</p>
議長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>12番 秋山 耕 委員</p>
12番委員	<p>進行番号2番と4番ですが、買う方の経営面積から見ると、基盤強化法による売買も可能な方ではないのか、なぜ3条の売買なのか。</p>
事務局	<p>進行番号2番及び4番について、認定農業者あるいはあっせん候補者となっていないので、3条での売買となります。</p>
12番委員	<p>3条と経営基盤強化法による売買では、税金額が大きく変わる。受付時点であっせん候補者名簿への登載など、助言しなかったのか。</p>
事務局	<p>なるべくそういった形で、メリットが受けられるよう、説明をしているところですが、今回のこの方々については、会社経営者や社会保険加入者といったことから、あっせん候補者や認定農業者になることができない方々と理解しております。</p>
議長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>9番 二階堂 紀一 委員</p>
9番委員	<p>農地法第3条調査書についてですが、調査結果1の第1号、「農地のすべての</p>

	<p>効率的に利用できるものと見込まれる。」、第4号で「農作業に従事すると見込まれる。」と「見込まれる」とあるが、申請者本人から話を聞いたり現地を確認したりしているわけではないのか。</p>
事務局	<p>当然、3条申請を受け付ける際には、申請者から聞き取りをして、こういった記述をさせていただいております。</p>
議長	<p>ほかに質疑はありませんか。 8番 阿部 静男 委員</p>
8番委員	<p>進行番号8番ですが、譲受人の現在の経営面積が9.9アールで今回譲り受ける面積を含めると50アールを超えますが、作業委託などで対応するのかと思います。私たちは、農地集積を進めているところですが、こういった担い手から一般の農家へ譲渡するような売買に対して、事務局では指導できなかったのか。</p>
事務局	<p>この土地については、買い受けた後に作業委託していくものと聞いております。 なお、譲渡人については多くの農地を耕作されている「認定農家」であり、本来は集積する側からの売買ということで、事情があつての売買と認識しており、担い手への集積については、事務局としても進めるよう努めております。</p>
議長	<p>23番 五十嵐 幸喜 委員</p>
23番委員	<p>私が相談を受けた案件でございますが、認定農業者である譲渡人が事情があつて売り渡すもので、譲受人についても農地を取得したいということから売買されたものです。</p>
議長	<p>ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから議案第76号を採決します。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>《 休 憩 》</p>

議長	再開します。
議長	<p>日程第 10、議案第 77 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	《事務局説明》
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 2 分科会の報告をお願いいたします。 22 番 鈴木 泰子 委員。</p>
22 番委員	<p>登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、平成 30 年 2 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地転用事業計画変更進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 7 ページから 9 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、平成 24 年当時、造成に係る事業までは着手したものの、その後、建築施工業者を変更したため、事業を中断していたもので、今回、施工業者が決まったことから、事業を再開するものの、事業の工期、建築面積及び事業費に変更が生じることから、事業計画変更承認申請を行うものです。</p> <p>計画変更は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>平成 30 年 2 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 16 番 門 馬 一 郎 委員 23 番 五十嵐 幸 喜 委員 22 番 鈴 木 泰 子 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>これより議案第 77 号について質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。 これで議案第 77 号の質疑を終わります。</p>

	<p>これから議案第 77 号を採決します。</p> <p>本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 77 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は承認相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第 11 議案第 78 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」</p> <p>日程第 12 議案第 79 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、第 4 条申請が 5 件、第 5 条申請が 9 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 先に第 1 分科会の報告をお願いいたします。 15 番 阿部 晃徳 委員。</p>
<p>15 番委員</p>	<p>農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 10 ページから 12 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に稲わらや農機具の保管庫として使用するビニールハウスを設置するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地であります。例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農外利用されており、稲わらや農機具の保管庫として利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p>

進行番号2番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に営農型太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に農業用車両貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、農業用施設等の整備であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされています。

また、申請地は既に農外利用されており、一部盛土し、砂利が敷かれ、利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に集合住宅（アパート）1棟（2階建て12部屋）を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

平成 30 年 2 月 26 日

現地調査委員 15 番 阿部 晃徳 委員
20 番 三塚 芳毅 委員
21 番 浅野 和宏 委員

議長

次に、第 2 分科会の報告をお願いいたします。

22 番 鈴木 泰子 委員。

22 番委員

農地法第 4 条の進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 19 ページから 21 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地にパイプ畜舎、育苗ハウス、ラップ置場を整備するもので、農地区分としては、農用区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 5 番については、別紙議案説明資料 22 ページから 24 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に集合住宅を整備するものです。農地区分としては、第 1 種農地で原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 34 ページから 36 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地で転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 5 番については、別紙議案説明資料 37 ページから 39 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に建設資材置場を整備するもので、農地区分としては、第 1 種農地で原則的には転用が認められない農地ですが、例外的に許可することができる、既存施設の 2 分の 1 以内の拡張で、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 6 番については、別紙議案説明資料 40 ページから 42 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公

共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の用件は満たされており。

また、申請地は既に砂利が敷かれているなど、農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料43ページから45ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用が認められない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して新築されるもので、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料46ページから48ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に建売分譲住宅を新築するもので、農地区分としては、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料49ページから51ページに記載されているとおりです。

申請内容は、宮城県発注の河川工事に伴う残土仮置場として、申請地を一時転用するものです。農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、一時転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

平成30年2月26日

現地調査委員 16番 門馬一郎 委員
23番 五十嵐幸喜 委員
22番 鈴木泰子 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより、議案第78号、議案第79号について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番 秋山耕 委員

12番委員

進行番号2番について、これまでの経緯等説明いただきましたが、0.25平方メートルの転用ということだが、残りは農地として利用するということか。

事務局	<p>こちらにつきましては、営農型太陽光発電のための転用ということで、0.25平方メートルの転用面積については、太陽光発電パネルを設置するための支柱の断面積となります。残りの部分については農地として申請人が利用するものです。</p> <p>太陽光パネルの設置部分についてはミョウガを栽培するというので、営農計画書も添付されております。</p> <p>残りの部分については、水稻を作付けするという事です。</p> <p>違反転用で設置された太陽光パネルにつきましても、現在は撤去されて更地となっております。</p>
12 番委員	<p>それ以外に5条の6番ですが、始末書について譲渡人と譲受人の連名となっているが、片方でよいのではないか。</p> <p>また、5条の8番の計画概要の他法令関係で、開発指導要綱申請中ということで、何か指導があるのか。</p> <p>5条9番について、農振区分が記入されていないが。</p>
事務局	<p>5条の進行番号6番ですが、始末書については原因者から始末書をとっており、連名という形ではありません。</p> <p>進行番号8番については、説明資料47ページですが、開発協議が必要となるというものです。</p> <p>進行番号9番については、「農用外」となりますのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>9 番 二階堂 紀一 委員</p>
9 番委員	<p>先ほどの22年の資料をいただきましたが、この図面でどこになるのか。</p>
事務局	<p>住宅地図上で、申請者の居宅の下の点線の箱が記入されているほ場となります。蛍光マーカーで色づけされていましたが、コピーしたところ色が消えてしまいました。申し訳ありませんでした。</p>
9 番委員	<p>申請後、許可が出たのはいつになっているのか。</p> <p>畜舎も堆肥舎もぜんぜん着工しなかったのか。</p> <p>3,822平米について、これまで何にかわれていたのか。</p> <p>この中に、残土やズリといったものはなかったのか。</p> <p>先ほどの現地調査では、砂利だというふうな報告がありましたけれども、敷きつめられている部分以外を田んぼとしてつかうということか。</p>
事務局	<p>許可につきましては、申請後の4月に許可されております。</p> <p>許可後すぐに着工されればよかったわけですが、申請人からは平成23年の東</p>

	<p>日本大震災の風評被害で畜産経営が悪くなったため着工しなかったと聞いております。</p> <p>その後、太陽光発電施設を設置したい旨の相談はありましたが、農業用施設用地ですので、それはできないことを申し伝えました。</p> <p>その後、強行的に太陽光発電施設を一部設置され、県と事務局とで違反転用に対する指導を行い、撤去するよう指導しております。</p> <p>指導に対し、営農型発電を行うということとなり、いったん撤去して、改めて営農型発電施設の転用申請を行ったものです。</p> <p>土質については、砂利混じりの部分もあるかと感じられますが、県では、更地となり、田として利用する部分は表土を片側に寄せて利用するというので、県からは、違反転用は改善された旨の回答をいただいております。</p>
9 番委員	<p>たまたま現地を見たところ、畦畔と同じ高さで砂利などが入っているように見えました。また、ミョウガを栽培できるようには見えませんでした。</p>
議長	<p>質疑の途中ですが、休憩いたします。</p> <p>《 休 憩 》</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>引き続き 9 番委員の質疑を続けます。</p>
9 番委員	<p>4 条の 2 で、0.25 という数字がありますが単位が書いてありません。</p>
事務局	<p>「38 ミリメートル×38 ミリメートル×3.14×51 本」が正しい記述となります。</p>
9 番委員	<p>午前中にもお話しましたが、現在の土壌条件はミョウガを栽培できる状況ではないと見えるのですが、ここにパイプを挿して発電パネルを設置した場合、土を入れ替えるのは難しいと思います。</p> <p>現地調査では、「やむを得ない」という表現がされておりますが、現在の土壌を良質なものに入れ替えて、パネルを設置するというようなことを指導すべきではないですか。</p>
事務局	<p>今回の転用については、既に土盛りされている部分に、いったん撤去したパネルを設置するということですが、土質については、確かに砂利が含まれているということは、申請人も理解されているようで、これで、本当に栽培できるのかということを県を交えて確認しておりますが、栽培に当たっては、砂利を取り除きながら栽培していくとの話があったようです。</p> <p>あわせて、ミョウガに対する営農計画を県の指導のもと作成されておりますので、それに沿ってミョウガ栽培をされると聞いております。</p>

<p>議長</p>	<p>《質疑なしの声あり》</p> <p>ないようですのでこれで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 80 号を採決します。</p> <p>本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 80 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第 14、議案第 81 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本案件については、所有権移転が 23 件、利用権設定が 96 件となっております。</p> <p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>5 番 芳賀 秀二 委員。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>所有権移転の進行番号 1 番なんですが、農用外と農用内を分けて出されるべきと思いますが。いろんな面で、同一人でも分ける必要があると思いますが。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼しました。議案については本来分けて審議するものとなります。議案書については、進行番号 1 及び 1 の 1 と分けて差し替えさせていただきます。</p> <p>金額につきましては、変更ありません。移転の時期、支払い方法、支払期限についても変更はありません。よろしくお願ひします。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>農用内、農用外とも 10 アールあたり 80 万円と高めの金額となっておりますが、なにか理由はあるのでしょうか。</p>

事務局	<p>双方の合意ではあります。農用外地域についても住宅地に近いことから高めの設定となっております。</p>
議長	<p>ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。 これから議案第 81 号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 81 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 15、議案第 82 号「登米市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示について」を議題とします。 それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。 これから議案第 82 号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 82 号「登米市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示について」は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 16、議案第 83 号「登米市農作業標準料金・賃金改定委員会設置規程の一部を改正する告示について」を議題とします。 それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>日程第 16、議案第 83 号「登米市農作業標準料金・賃金改定委員会設置規程の一部を改正する告示について」を議題とします。 それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。 これから議案第 82 号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 83 号「登米市農作業標準料金・賃金改定委員会設置規程の一部を改正する告示について」は原案のとおり決定しました。 暫時休憩いたします。</p> <p>《 休 憩 》</p>
議長	再開します。
議長	<p>お諮りします。お手元に配布のとおり、本日の議事日程に議事追加日程のとおり追加日程第 1 を追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声あり》</p> <p>議事追加日程のとおり追加日程第 1 を追加し、議題とすることに決定しました。</p>
議長	追加日程第 1、議案第 84 号「平成 29 年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書について」を議題とします。 はじめに、事務局より説明願います。
事務局	《事務局説明》
議長	次に、三塚農政改革特別委員会委員長より説明願います。
委員長	《農政改革特別委員会委員長説明》
議長	説明が終わりました。質疑はありませんか。

	10 番 松野 秀郎 委員
10 番委員	「1 農地等の利用の最適化の推進について」の 3 番について、「認定農業者と同様の取扱い」よりも、認定農業者への認定に尽力するよう求めではいかがでしょうか。
議長	これは、認定農業者のみに優遇された制度だけでなく、それ以外の意欲のある方にも支援してほしいとの意味となっております。
10 番委員	<p>そういった方も、市で認定農業者として認定してもらえるよう、バックアップいただければよいかと思います。</p> <p>経営改善計画等も提出しながら認定されているので、意欲のある農家の方には、認定が受けられるように、市でバックアップしていただくよう要望するのがよいと思われます。</p>
12 番委員	<p>私から、このようになった要因について説明させていただきます。</p> <p>国は、最適化交付金は認定農業者への集積のみ対象とされており、単なる大規模農家に集積しても対象とされないこととなっております。</p> <p>国では、農業委員会は「人・農地プラン」の遂行に対して積極的に参画するよう言うておきながら、「人・農地プラン」の中心経営体でも認定農業者でなければ最適化交付金事業の集積対象とならない。</p> <p>このため、中心経営体である意欲のある農家についても該当するよう要望したいとしたところです。</p>
13 番委員	その気持ちは分かりますが、制度的に考えた場合、そういった方々に認定農業者となってもらい、優遇制度にのってもらえればと思います。
議長	この件については、検討及び修正等について、お任せいただければと思います。そのほかに質疑はありませんか。
議長	《質疑なしの声あり》
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第 84 号「平成 29 年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声あり》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 84 号「平成 29 年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策に</p>

	関する意見書について」は原案のとおり決定いたしました。
議長	これで、本日の日程は、すべて終了しました。 会議を閉じます。平成 29 年度第 11 回登米市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 29 年 2 月 26 日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 15 番 阿部 晃徳

議事録署名人 16 番 門馬 一郎